



令和 6 年 6 月 日発行
三郷市小中学校事務職員会 (Express 班)



梅雨冷えて肌寒い日もありますので、

体調にお気をつけてお過ごしください。



定額減税が実施されます

所得税の減税額は本人、同一生計配偶者、及び、扶養親族：一人につき 30,000 円です。給与支給明細書でご確認ください。尚、6 月給与で控除しきれなかった分は、その後の給与等で順次控除されます。ニュースで一人 40,000 円と言われているのは住民税減税 10,000 円を含んだ額なので、住民税の減税分は、住民税特別徴収税額通知書でご確認ください。今後、被扶養者の異動等があった場合は年末調整で調整されます。

住民税特別徴収税額通知書

今年の6月から翌年の5月までの住民税特別徴収税額が記されています。

定額減税については摘要欄に記述があるのでご確認ください。

毎月の給与明細と合わせて、税額を必ずお確かめください！

特別徴収…税額を1/2分割し、給与から控除(本採用、臨任、再任用の方)
※今年は定額減税の影響で6月は0円、7～5月は定額減税後の額を1/2分割した額となっています。

普通徴収…市町村役場からの納付書で納める(育休中、無給休職中等の方)

※ 住民税は前年の所得に対して課税されるので、前年に所得のない新採用の方や、ほぼ1年間育休だった方などには課税されません。反対に、退職して収入がなくても、向こう1年間は納税しなければなりません。

今年の4月中に採用(任用)になった方へ

昨年、埼玉県費教職員としての勤務があった場合(非常勤講師を除く)には、住民税は今年度(6月)から特別徴収(給与から控除)されます。昨年中に埼玉県から給与の支給を受けていない方や今年の4月に給与が支給されていない方は、役所から送付の納付書で納める普通徴収となります。

6月28日はボーナス支給日です

児童手当現況届をご提出ください

5月31日現在児童手当を受給されている方は、6月30日までに現況届を提出する必要があります。届には各市町村役場で発行される所得証明書類の添付が必要のため、まだ所得証明書類を取得されていない方は、お早めにお手続きください。

児童手当対象者		子ども1人あたりの支給月額
3歳未満		15,000円
3歳以上小学校修了前	第1、2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限額以上である職員の子		5,000円

6月は令和6年2月～5月分の児童手当が支給されます。

該当の方は6月の給与支給明細書でご確認ください。



財産形成貯蓄募集はこの時期だけ

積立金を毎月の給与や期末勤勉手当から天引きし、指定した金融機関へ貯蓄できる制度です。一般財形、住宅財形、年金財形の3種類あり、住宅・年金財形は特典として利子所得の非課税措置(限度額あり)が受けられます。

申込期間…令和6年7月1日(月)～7月10日(水)※積立金額の変更含

申込方法…取り扱い金融機関から申込書を取り寄せ、直接金融機関に提出

☆取り扱い金融機関や契約要件等の詳細は事務担当へおたずねください☆

～海外旅行届は1か月前までに～



夏季休業中に海外旅行を計画されている方は、**出発日の1か月前までに「海外旅行届」**を学校長に提出して下さい。(初任者の方は要相談)なお、**外務省海外安全ホームページ「海外安全情報」**で渡航地域の危険レベルを確認してから、早めに学校長へ相談することをお勧めします。

人間ドックの予約はお済ですか？